

第2回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会議事概要

- ・日 時／平成30年2月13日（火） 13：30～16：00
- ・場 所／県庁1001会議室
- ・出席者／委 員 伊藤委員、稲葉委員、小笠原委員、中山委員、西村委員、長谷川委員、
星川委員、三澤委員、峯田委員
事務局 総務部長、総務部次長、行政改革課長、学事文書課文書法制主幹ほか
関係部局 人事課長、危機管理課長、子ども家庭課長ほか

1. 開 会

- 第2回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会を開会

2. 挨拶

- 総務部長が挨拶した。

3. 協議

(1) 情報公開・提供の種類とその対応について

- 情報公開・提供の種類とその対応について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見を述べた。

<委員の主な意見>

(稲葉委員) 予想以上のものができた。

(中山委員) わかりやすく整理されており、議論が進みやすいと思う。

(2) 情報公開・提供の検証、見直しの方向性について

- テーマ1及びテーマ2について、資料2-1及び資料2-2により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ1：情報公開（公文書の開示等）について

（峯田委員）意思形成過程の件数が少ないのはなぜか。分析はしているか。

（事務局）会議の公開等で、ある程度公開されていること、請求の中に意思形成過程に関わるものがあまりない、などが考えられる。公開する方については分析していなかった。

（伊藤委員長）不開示が少ないということは、広く公開していると考えてよいか。

（事務局）よい。

（小笠原委員）公共安全維持情報の具体例は。

（事務局）警備業務委託の巡回時間や回数、現金の保管場所など。

（中山委員）国等関係情報を残していた理由は。

（事務局）検討した経過が残っていない。意味があって残したものではないと思われる。

（峯田委員）開示・不開示の参考例は、事案の積み重ねで追加されるのか。

（事務局）追加される場合もある。全てのものを追加するわけではない。

（峯田委員）意思形成過程情報の累計の中で、他の県では意見に対する情報と事実に関する情報を区別して、事実に関する情報については開示しろという例もあるが、このような方針を追加する予定はあるか。

（事務局）今後検討する。

（三澤委員）不服申立てが0件の印象はどうか。

（事務局）不開示決定に不満を持っている方がいなかったという評価でもありと考えている。全ての通知に教示文があるので、不服申立て制度は周知されている。

（小笠原委員）この委員会では判断の参考例を作る方向性を考えていくことが目的なのか。また、参考例は、担当課、学事文書課で参考にするのか。

（事務局）テーマ全般に検討していただきたい。参考例は、担当課、学事文書課で参考にしている。

（長谷川委員）不開示情報の特定と不開示情報の保護が今後の課題。今後の議論の材料になるように何を不開示にしたかは残していただきたい。

（事務局）不開示情報を蓄積していくことは検討する。不開示情報の保護については、個人情報もあるので、特に認識しながらやっている。

(星川委員) 事前協議について、ある程度のルールがあって行っているのか、その都度、判断しているのか。

(事務局) いろいろなケースがあるが、事例を示すなどしながら、統一的な対応となるようにしている。

(星川委員) 県民は、開示されないことについて疑問に思う。

(事務局) 不開示の場合、その理由を記載している。

(峯田委員) 今回の資料の不服申立ての資料は、読むのが大変である。見やすくしてほしい。

テーマ2：文書管理について

(西村委員) 当社における基本的な考え方は、電子媒体での保管。少なくとも15年前から電子媒体が基本であったが、すぐにこのような方向転換をすること、また、すぐに規定に盛り込むことは可能か。

電子管理の注意点について、どのような形で保管するのかきめ細かい規定が必要。この分野に関して企画するセクションはあるのか。当社の場合、管理すべき項目が1600ほどあるが、年に1度見直す運用をしている。そのような整理は可能か。

(事務局) 行政事務において、紙文書の割合が多いことから、すぐに対応することは難しいと考える。

電子文書の管理については、情報主管課と協議しながら進めることとしている。

(中山委員) 公文書管理の専門家について、現状はどのようになっているか。

(事務局) アーキビストはいない現状

(長谷川委員) イメージ図について、電子データも紙文書と同じように扱うべき。

「決裁途中・未施行の文書」は、公文書にしてしまうと、情報公開条例の対象公文書になるという考えだと思うが、現実的に考えると難しいのではないか。

表現の違いかもしれないが、最終的に意思決定に至った時に、その過程がわかればいいのだが、ドラフト段階の決裁未了の文書については、決裁を受けたものを保存する、決裁を済ませていないものについては何が何でも保存する必要はないという理解でよろしいか。

(事務局) 経緯も含めた意思決定の過程がわかるように、運用方法を検討していく。

(三澤委員) 文書廃棄について、延長率が60%とのことだが、その理由は何か。また、今後、文書の保存年限を見直すことにより保存年限を延長せずに適切な時期に廃棄されていくという考え方なのか、それとも別に適切に廃棄されて

いく対応策があるのか。

(事務局) 延長理由はほとんどが「職務上利用するため」。保存年限の見直しについては、文書の廃棄を進めるというよりも、今の保存年限区分が機能していないことなので、業務に必要な保存年限という点で整理していく。

(稲葉委員) 未決文書の取扱いについて、意思形成過程情報との関連はあると思うが、少なくとも回覧(途中)文書については意思形成過程情報には当たらないと思われるので全部開示が可能だろうから、回覧途中の文書は対象になっても問題ないと思われる。

文書の作成義務化は、非常に重要なことで、現在は訓令で定めているが、条例化や規則化についてどのような考えか。今の訓令改正で耐えることができる認識か。

(事務局) 条例化については、歴史公文書(非現用文書)の利用請求権が大きく影響するが、歴史公文書の管理等についても検討中であるため、現時点では訓令の改正を行い、職員に義務付けることとしていきたい。

(小笠原委員) 保存文書の35類型について、各種法令との関連で決まっているものがあるか。民法改正等法令改正を踏まえた上で、類型を見直していくものなのか。

(事務局) 民法改正の影響は、実情としてないと思われるため、必要がある場合は、アドバイスいただきたい。

(伊藤委員長) 訓令改正との事務局案について、皆様からは特に異論なく、むしろ積極的に進めてほしいとの意見が多かったと感じた。いただいた意見を踏まえて進めていただきたい。

○ テーマ4について、資料2-3、資料2-3-1及び資料2-3-2により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

(峯田委員) 「公表に当たっての配慮事項」のうち、「関係者の同意」については、全ての公表事案において想定されるものではないと思うので、どういった場合に同意を得なければならないかについて検討してほしい。

(中山委員) 県が職員の逮捕事案を公表する場合、警察との情報のやり取りはどうなっているのか。

(関係課) 山形、宮城は、警察が逮捕事案を全て公表してきており、県もこれを受け対応してきた一方、警視庁(東京)は逮捕事案すべてを公表するものではないため、職員の報告を受け県が情報を知りうる場合もある。このたびの見直しにより、山形県警との関係が変わるものではない。

- テーマ7について、資料2-4により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

(長谷川委員) 対象となる審議会等の範囲について、1ページ目に「要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等(県職員以外の者が構成員に含まれているものに限る)」としているが、「県職員以外の者が構成員に含まれているものに限る」について、どうしてこのように限定しているのか。

(事務局) 他県も本県と同じように政策形成過程への関与を踏まえて審議会等の公開を行っていると思うが、詳しく調べてみる。

(長谷川委員) 審議会等の対象範囲の見直しについて、「要綱等に基づかず開催される協議会、懇話会等(県職員以外の者が構成員に含まれているものに限る)」へ対象を拡大するとあるが、一方で、私はこのような会議には非公式の会議もあると思う。このような会議まですべて拾うことは県政のコストの観点から可能なのか、むしろ非公式で重要な意思決定が行われているとは考えづらいので、そこまで対象範囲を広げる必要はないのではないのか。

(事務局) 意思形成に関与するような(要綱等に基づかず開催されている)会議もあるのではないかと考えたが、会議の中身も踏まえて、考えてまいりたい。ただし、全てとまで広げる必要はないという御意見も頂いたので、その点も踏まえて検討させていただきたい

(小笠原委員) 現行の非公開基準のうち⑦国等関係情報については、テーマ1情報公開の議論と同様に、削除の方向ということではどうか。

(事務局) テーマ1の議論も踏まえて、結論としては、こちらの非公開基準⑦も削除の方向になると考えている。

(小笠原委員) 非公開基準の見直しの考え方について、基準(イ)が条例の意思形成過程情報と同じとの説明だったが、そうすると、意思形成過程情報における判断基準との関係性がわからない。これらの関係性や区分について明確にすべきである。

(事務局) 御指摘の非公開基準(ア)と(イ)の意思形成過程情報の適用について、わかりづらい点だが、11ページ目のNo.80,82のように、審議の結論は不開示情報に該当しないと思われるが、議論については意思形成過程に該当するため、非公開にすべきと考えられる。No72,73に関する区分の整理については、なお確認させていただきたい。

(中山委員) 非公開基準について、当委員会は見直しの委員会だから、時間あれば、全国の状況を調査し比較した上で、見直す必要があるか検討していただきたいと思います。

(3) その他

- 次回の委員会では、今回の委員の意見を踏まえ、これまでの議論の中間的な取りまとめとともに「歴史公文書の保存」「広聴案件に対する対応状況の提供」などの検証テーマに関する見直しの方向性について議論することとした。
- 峯田委員から発言があり、要綱に基づかない協議会・懇話会等の公開状況については、次回委員会以降に報告することを確認した。

7. 閉 会 (終了 15:55)

- 次回の委員会は、平成30年3月に開催することを連絡した。